

第四次東広島市総合計画

平成19年—32年

概 要 版



東広島市



未来にはばたく国際学術研究都市

—ともに育み、人が輝くまち—

第四次東広島市総合計画 概要版

発 行 東広島市

編 集 東広島市企画部企画課

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

TEL.082(420)0917

FAX.082(422)1056

<http://www.city.higashihiroshima.hiroshima.jp>

E-mail:hgh200917@city.higashihiroshima.hiroshima.jp

東広島市

はじめに



東広島市は、昭和49年に市制施行して以来、計画的なまちづくりを進め、大学や試験研究機関をはじめ、様々な産業が集積する都市として大きく発展してまいりました。

そして、平成17年2月の黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町との合併を経て、新たな東広島市として歩みはじめたところです。

今回の合併により、広がった新たな魅力と発展の可能性を総合計画に反映させるべく、このたびの改訂を行いました。

今日の少子高齢化、高度情報化、地球環境問題への対応、さらには市民の価値観やライフスタイルの多様化など、社会経済情勢が大きく変化する中で、これからの地方自治体は、地方分権に対応した行政経営システムを確立するとともに、地域の課題を自らの責任において解決していくことが求められています。私は、こうした新しい時代において、「未来にはばたく国際学術研究都市 ～ともに育み、人が輝くまち～」を将来都市像に、市民の皆様とともにまちづくりを進めることで、将来の道州制を視野に入れ、州都の一翼を担うことのできる県央の拠点都市を構築してまいりたいと考えております。

本計画の改訂に当たっては、市民アンケートや公募による市民会議、まちづくり会議のほか、パブリックコメントを実施するなど、市民の皆様のご意見やご提案を計画に十分に反映できるよう努めてまいりました。

貴重なご意見やご指導をいただきました市民の皆様をはじめ、東広島市総合計画審議会委員の皆様や関係機関の方々に対しまして心から厚くお礼を申し上げます。

今後とも、市民一人ひとりが住むことを誇りにし、真に豊かさを実感できる都市の実現に向け、全力をあげて取り組んでまいります。何卒、皆様方のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年2月

東広島市長 蔵田 茂雄

計画の性格と構成

1.計画の性格

この計画は、市政を総合的かつ計画的に運営していくための指針となるものであり、個別の計画や施策の基本となるものです。

2.計画の構成と目標年次

①基本構想

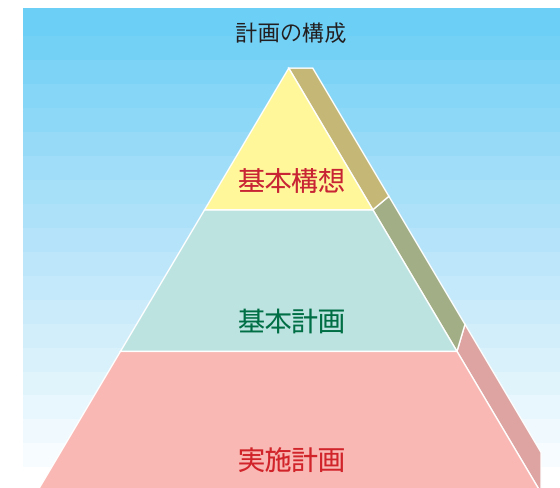
基本構想は、長期的視点から東広島市のまちづくりの理念や将来像を明らかにし、それを実現するためのまちづくり大綱とまちづくり目標を定めたものです。目標年次は平成32(2020)年までとします。

②基本計画

基本計画は、基本構想に掲げたまちづくり大綱とまちづくり目標に基づき、現状と課題を明らかにし、施策の目標と施策の方向を示したものです。目標年次は、平成27(2015)年までとします。

③実施計画

実施計画は、基本計画に基づき、主要な事業とその具体的内容を体系的に示したもので、基本計画の段階的かつ効果的な推進を図るものです。計画期間は原則3年とし、社会経済等の環境変化へ柔軟に対応します。



基本構想

・計画の性格と構成

・東広島市の将来像

将来都市像

将来のまちの姿

・計画の主要指標

・将来都市像を実現するために

・土地利用構想

・まちづくりの大綱

基本計画

・施策大綱

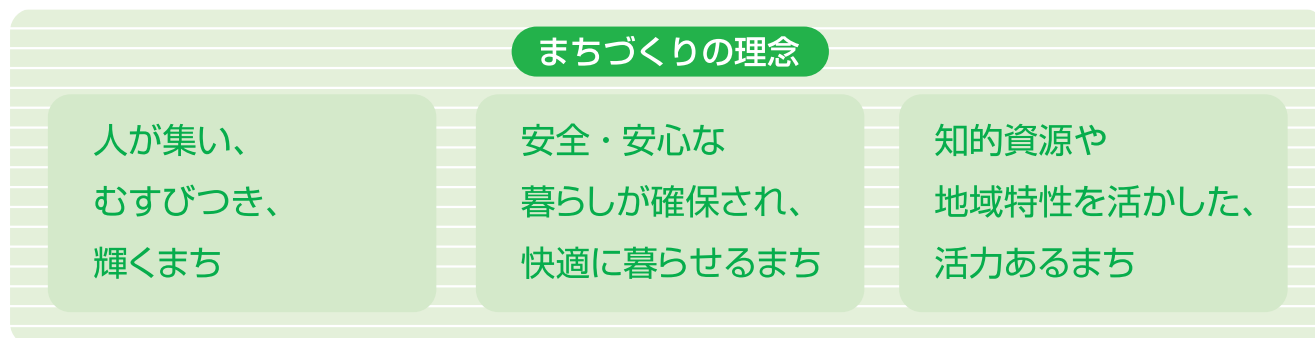
計画の目標年次

平成 19年 (2007年)	20年 (2008年)	21年 (2009年)	22年 (2010年)	23年 (2011年)	24年 (2012年)	25年 (2013年)	26年 (2014年)	27年 (2015年)	28年 (2016年)	29年 (2017年)	30年 (2018年)	31年 (2019年)	32年 (2020年)
基本構想													
基本計画													
	見直し												
		見直し											
			見直し										
				実施計画									
					見直し								

東広島市の将来像

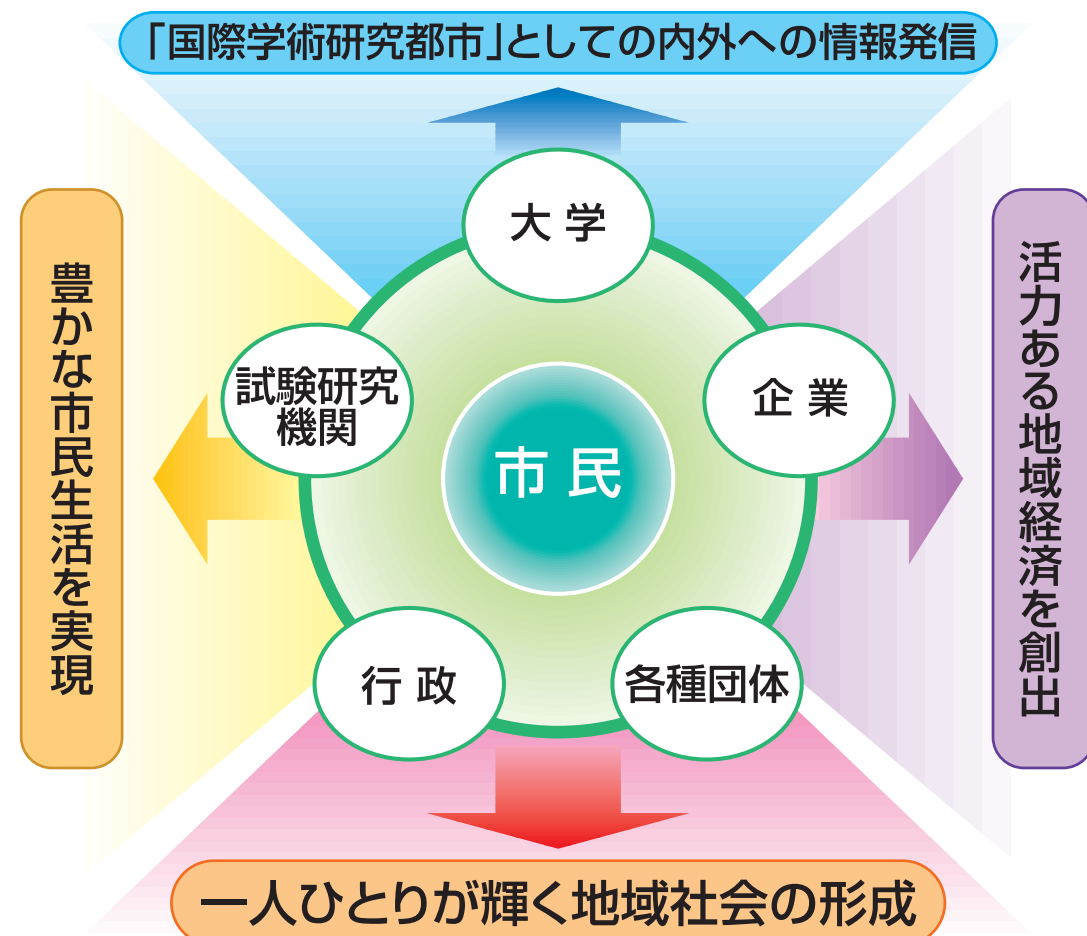
将来都市像

これまでに築かれてきた学園都市としてのまちづくりを発展的に継承していくことを前提に、「まちづくりの理念」に基づいた将来の都市像を以下のとおり設定します。



未来にはばたく国際学術研究都市 ～ともに育み、人が輝くまち～

人と人とのつながりを活かし、一人ひとりが輝く地域社会づくりを基本として、大学・試験研究機関や企業等との連携・交流・活用を図りながら、人・もの・情報を惹きつけ、内外に情報発信力のある都市を形成し、市民生活の豊かさと活力ある地域経済を自立的に創造していくまちづくりを目指します。



将来のまちの姿

東広島市が目指す「将来都市像」をより具体的に表すため、基本構想の目標年次である平成32（2020）年時点におけるまちのイメージを、「将来のまちの姿」として以下に示します。

●平成32（2020）年における東広島市のまちの姿

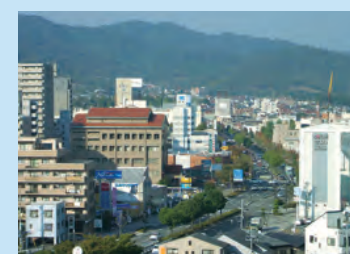
世界最先端の研究や技術が集うまち

広島大学、近畿大学工学部、広島国際大学や、広島中央サイエンスパークを中心とした多くの研究機関、産業支援機関に世界中から豊かな知識と個性が集まっています。また、世界にはばたく人材が育つとともに、独創的な研究成果を活用した新事業や、技術の革新が次々と生まれるまちとして、地域内外からの関心と期待が高まっています。



都市としての魅力が高まり、拠点性が向上したまち

広域的な交通ネットワークや大学・試験研究機関等の知的資源、豊かな自然・文化など多様な資源を活かしながら都市機能の集積と高度化が図られることによって、市域内外における人・もの・情報等の交流が盛んになっています。また、生活利便性の向上に伴って定住人口も増えるなど、県央の中核的都市として、広域的な拠点性が高まっています。



快適な市民生活を支える元気な産業のあるまち

消費生活の利便性を高める多様なサービスが充実するなど、暮らしやすい生活環境が整うとともに、学術機能と連携した成長力の高い産業などが整った、第1次産業から第3次産業まで、特定の産業に偏ることのない産業構造が実現しています。



交流が活性化し、温かな地域コミュニティが形成されたまち

少子高齢化、世帯の小規模化が進行する中で、世代を超えた交流や学生との交流、国籍を超えた交流など、地域社会における交流が活性化しています。その結果、お互いが支えあい、安全・安心の確保など様々な地域課題の解決にともに取り組む、温かな地域コミュニティが形成されています。



市民満足度の高い、さらなる発展が可能なまち

少子高齢化や地方分権の進展などに伴う厳しい地方財政の中で、パランスのとれた産業構造や雇用を土台とした安定的な税源が確保されています。また、限られた財源を有効に活用しながら市民ニーズに的確に対応した行政サービスが提供されるなど、健全な行財政基盤に基づいた魅力あるまちづくりが行われています。

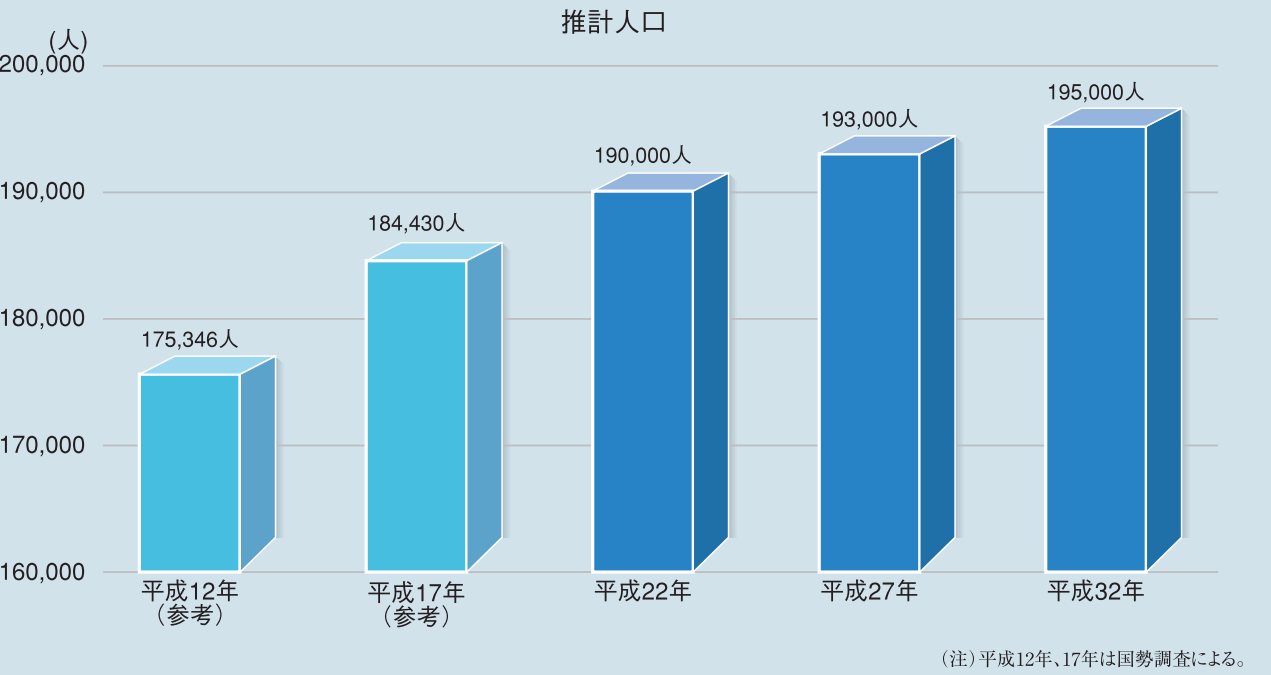


計画の主要指標

1.人口

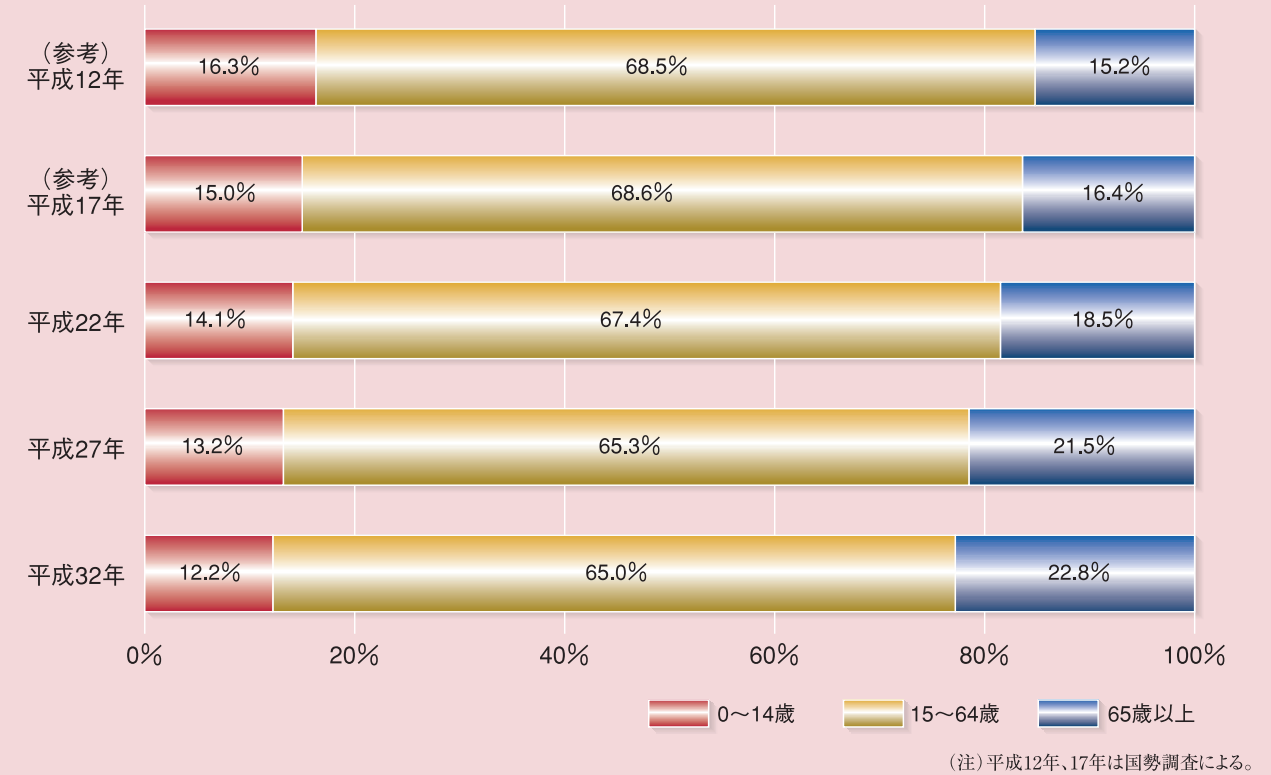
東広島市では、今までは一貫して高い増加率で人口増加が続いてきました。今後も、ある程度の社会増が予測されるものの、少子化の影響やこれまでのような大幅な社会増が見込めないことから、緩やかな増加で推移するものと考えられます。

以上から、基本構想の目標年次の平成32（2020）年における人口を、平成17（2005）年から約1万人増の19万5千人と推計します。

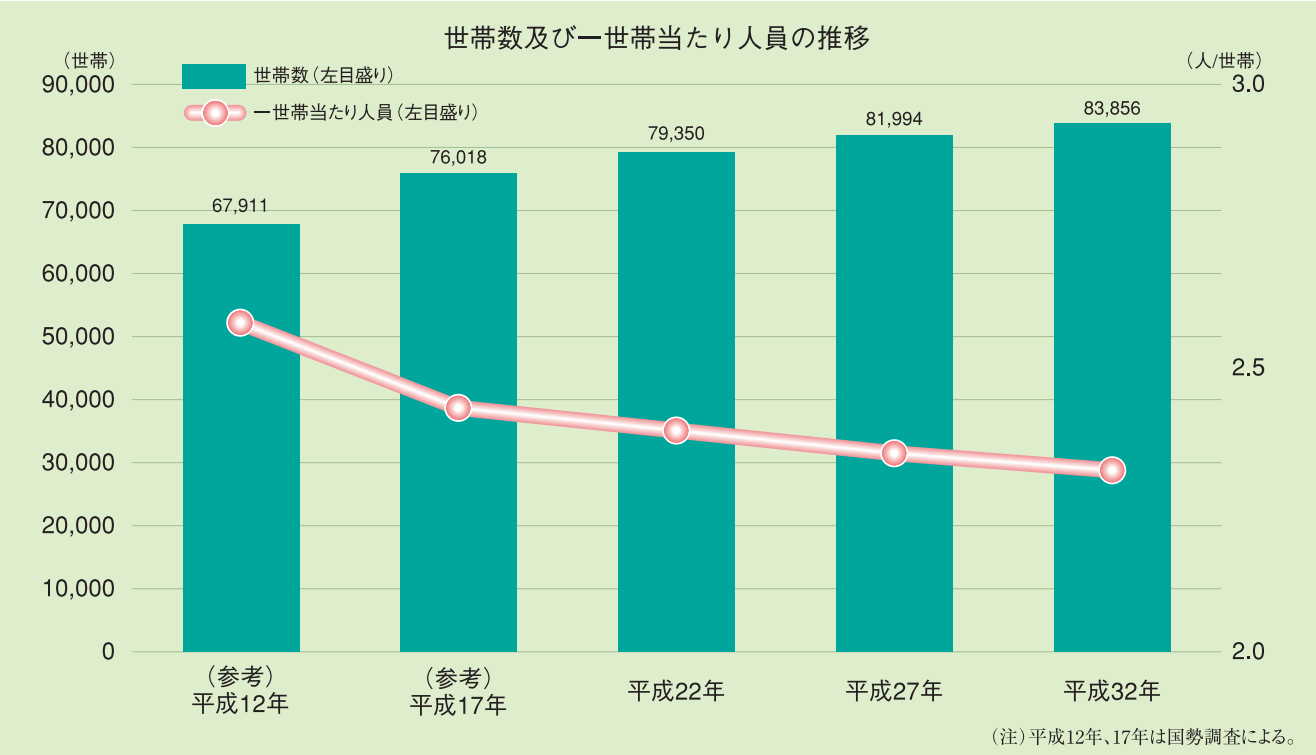


2.年齢階層別人口

年齢階層別人口構成比の推移



3.世帯数



4.昼夜間人口比率

昼夜間人口比率の推移

	（参考） 平成12年	（参考） 平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
昼間人口	168,839	181,054	188,100	192,421	195,780
夜間人口	175,346	184,430	190,000	193,000	195,000
昼夜間人口比率	96.3%	98.2%	99.0%	99.7%	100.4%

（注）平成12年、17年は国勢調査による。

5.産業別就業者数

産業別就業者数の推移

	（参考） 平成12年	（参考） 平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
全産業	86,490	90,425	92,462	91,036	91,490
第1次産業	6,777	6,312	6,033	5,432	4,948
	(7.8%)	(7.0%)	(6.5%)	(6.0%)	(5.4%)
第2次産業	29,146	29,205	29,147	27,559	26,553
	(33.7%)	(32.3%)	(31.5%)	(30.3%)	(29.0%)
第3次産業	49,413	53,588	57,282	58,046	59,989
	(57.1%)	(59.3%)	(62.0%)	(63.8%)	(65.6%)

（注1）平成12年、17年は国勢調査による。産業分類については「分類不能」の項目があるため、各産業別就業者数の合計は全産業計と一致しない。
（注2）（ ）内は構成比。

将来都市像を実現するために

将来都市像を実現していくためには、東広島市を取り巻く社会状況の変化やまちづくりの基本的な課題を踏まえつつ、市民と行政が協働して地域の課題解決やまちづくりを進めることのできるしくみを確立していく必要があります。

このような観点から、以下に市民の役割と市の行政経営の姿勢を示します。

1.市民の役割

市民一人ひとりが、自ら地域社会のメンバーであり、まちづくりの主役であることを認識しながら、地域社会やまちづくりに係る問題や課題に興味、関心を持ち、自らの意思と責任において行動を起こし、活動へ参加していくことが求められます。

行政や様々な機関と協働・連携しながら、こうした実践を積み重ねることによって、市民が主体となった、お互いが支えあう温かみのあるまちづくりを実現していきます。

2.行政経営の姿勢

市民主体のまちづくりに向けて、行政も自らの意思で行動する市民のパートナーとして、行政運営体から行政経営体への変革を目指し、以下のような姿勢で取り組みます。

(1)市民ニーズに対応したまちづくり(市民志向)

市民が住みたいと感じるまちにしていけるためには、市民の視点に立ったまちづくりを進めていくことが重要です。

そのため、市民ニーズを的確に把握するとともに、それを施策に反映し、市民満足度の向上が図れるよう行政経営のしくみや体制づくりを進めます。

(2)市民協働のまちづくり(協働志向)

これからのまちづくりは、市民と行政のパートナーシップ^(注)に加えて、企業、NPO、関係団体など多様な主体がそれぞれの役割や責任を担い、相互の立場や特性を認識しあいながら、ともに協力してまちづくりを進めていくことが重要になります。

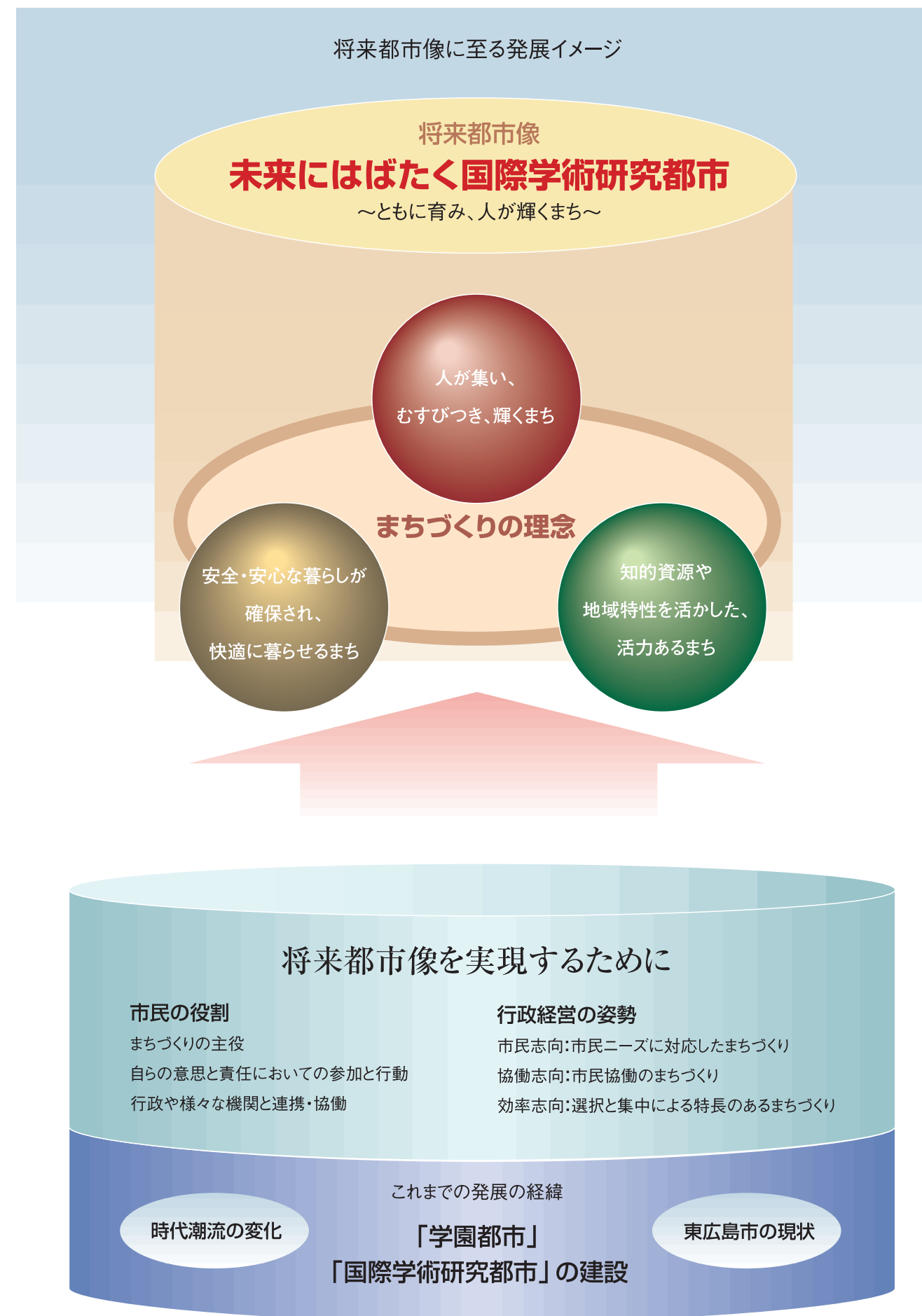
そのため、行政はその説明責任を自覚して透明で開かれた行政を進めるとともに、市民の参画をはじめとした市民と行政との協力関係の構築や市民同士の協力に基づく住民自治の推進など、市民協働のまちづくりを進めます。

(3)選択と集中による特長のあるまちづくり(効率志向)

これからの行政は、限られた経営資源で、最も効果があがる行政経営をしていくことが不可欠となります。

そのために、これまで蓄積してきた都市基盤などの既存ストックを効率的に活用するとともに、市民ニーズや地域の現状及び課題に基づいて様々な分野の施策の優先度を明らかにし、選択と集中による特長のあるまちづくりを進めます。

(注) 対等な主体同士が共通の目的のもとに協力する関係。



土地利用構想

1.土地利用の方向性の基本的な考え方

土地は限られた資源であり、生物の生息する基礎をなすものであるとともに、地域の発展や豊かな市民生活を形成するうえでの基盤となるものです。

東広島市は、瀬戸内の海から賀茂台地に至る、広大で豊かな自然に恵まれた風光明媚な土地を有するとともに、地形的、歴史的な要因から分散型の都市構造を有しており、各々の地区がそれぞれの特色を持っていることから、その良さを活かしたまちづくりを進めることが求められています。

今後の土地利用に当たっては、将来都市像である「未来にはばたく国際学術研究都市 ～ともに育み、人が輝くまち～」の実現を目指し、地形的な要素や現在の土地利用を継承しながら、適切な土地利用を図ります。

○市街地の計画的な配置、整備と都市施設の整備により、多彩で活発な交流を支えるための基盤となる土地利用を推進します。

○土地利用の更新や転換に当たっては、自然環境に配慮するとともに、自然の保全とゆとり空間の創出を図り、自然と共生できる土地利用を推進します。

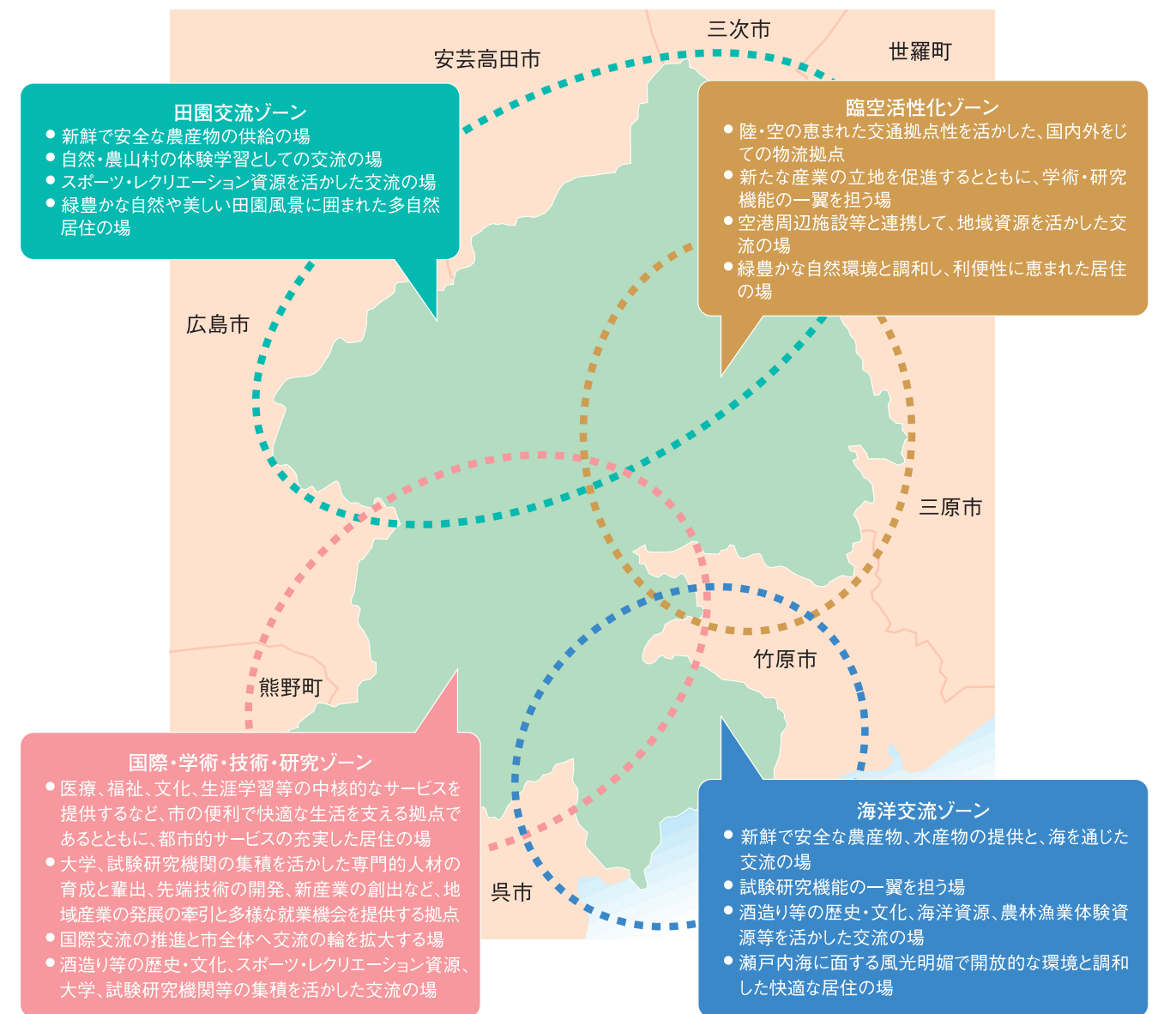
○歴史的風土や景観の保全、活用など、各地域の個性を活かし美しくゆとりある土地利用を推進します。

○地震、豪雨などによる自然災害や都市型災害への対策の充実を図るとともに、公園緑地等のオープンスペースを確保するなど、災害に強く、すべての人にやさしい、安全で安心して暮らせる環境づくりとしての土地利用を推進します。

2.ゾーン別のまちづくりの方向性

市全体での一体感を醸成しながら、個性豊かで魅力あるまちづくりを進めていくために、地形条件、土地利用の状況、まちづくりの経緯に対応して、市域を「国際・学術・技術・研究ゾーン」「臨空活性化ゾーン」「田園交流ゾーン」「海洋交流ゾーン」の4つに区分し、それぞれの特性や資源を活かしたまちづくりを推進します。各ゾーン別のまちづくりの方向性は、以下のとおりです。

ゾーン別のまちづくりの方向性



まちづくりの大綱

まちづくりの理念や将来都市像に基づき、目指すべきまちの方向を示した5つの柱で構成される「まちづくりの大綱」を掲げます。また、これらの具体的な目標を示した「まちづくり目標」、基本計画における施策大綱を示します。

施策大綱

施 策	
1-1	だれもが個性と能力に応じて活躍できる地域社会の形成
1-2	子どもたちの確かな人間力を育成する学校教育の充実
1-3	時代に対応した教育環境の整備・充実
1-4	家庭・学校・地域が連携した青少年健全育成の推進
1-5	市民が主体となった学習活動の充実
1-6	生涯にわたってスポーツを楽しめる環境の形成
1-7	市民や地域が主体となって活動できる社会の形成
2-1	子どもの健やかな成長と子育てへの支援の充実
2-2	多様な保育サービスの充実
2-3	生涯を通じた健康づくりの推進
2-4	安心で利用しやすい地域医療体制の構築
2-5	高齢者が生きがいをもって暮らせる環境の整備
2-6	障害者の自立と社会参加を促進する支援体制の充実
2-7	地域でお互いが支えあう福祉コミュニティの形成
2-8	自然災害に強いまちづくりの推進
2-9	迅速に対応できる消防・救急・救助体制の充実
2-10	安全な市民生活を守る地域社会の形成
3-1	住みよい都市空間の形成
3-2	緑あふれる都市環境の整備
3-3	市民ニーズに応じた多様な住宅ストックの形成
3-4	安全で良質な水の安定的な供給
3-5	快適な市民生活を支える污水处理の推進
3-6	利便性の高い道路網の形成
3-7	すべての人にとって移動しやすい公共交通網の充実
3-8	水や大気等の環境汚染の防止
3-9	豊かな自然環境の保全と創造
3-10	地球温暖化防止に向けた取り組みの推進
3-11	ごみ減量化・リサイクルの推進
3-12	歴史・文化の継承と新たな市民文化の創造
3-13	東広島らしい景観の形成
4-1	農業経営の強化による活力ある農山村の形成
4-2	豊かな森林の保全と活用の促進
4-3	特色ある漁業・養殖業の推進
4-4	地域に根ざした地元企業の活性化
4-5	地域経済の持続的発展のための産業集積の推進
4-6	利便性が高く魅力的な商業・サービス業の集積促進
4-7	働きやすい労働・雇用環境の充実
4-8	産学官が連携した新産業の創出
4-9	大学や学生との交流・連携によるまちづくりの推進
4-10	にぎわいある都市拠点・地域拠点の形成
4-11	国際交流の推進と多文化共生のまちづくりの推進
4-12	地域資源を活かした交流・集客の推進
5-1	情報通信技術を活用した地域の活性化
5-2	多様な市民参画の仕組みづくり
5-3	市民ニーズに対応したサービスの提供
5-4	効率的な行政経営の推進

将来都市像：未来にはばたく国際学術研究都市 ～ともに育み、人が輝くまち～



東広島らしさを創出する取り組み
人材力を活かして地域に貢献する学園都市づくり
地域資源を活かした東広島ブランドづくり
市民の力を活かした暮らしよいまちづくり
文化の薫るゆとりと潤いのあるまちづくり
拠点連携（ネットワーク型）のまちづくり

1 個の力が発揮でき、
人の力で発展していくまち
一人づくりー



1-1 だれもが個性と能力に応じて活躍できる地域社会の形成

■施策の目標

障害の有無や性別、年齢、国籍等の違いを超えて、すべての市民がお互いの個性や立場を認め合い、尊重しながら、自らの個性と能力を十分に発揮して、一人ひとりがいきいきと暮らすことのできる地域社会を形成します。

■施策の方向

- 人権啓発・教育の推進
- 人権相談の充実
- 男女共同参画の推進
- 平和行政の推進



1-2 子どもたちの確かな人間力を育成する学校教育の充実

■施策の目標

家庭・学校・地域の連携のもと、豊かな指導力を身につけた教職員が子どもたちとしっかりと向き合い、郷土愛を育みながら、夢と志をもった児童生徒を育成します。

■施策の方向

- 学校教育内容の充実
- 教職員の指導力の向上
- 学校運営の強化
- 教育交流の推進
- 就学前教育の充実
- 特別支援教育の充実



1-3 時代に対応した教育環境の整備・充実

■施策の目標

すべての幼児及び児童生徒が安心して充実した教育を受けることができるよう、情報化社会に対応した学校・幼稚園の施設環境の整備を進めるとともに、就学支援の確保や、心身の健康に係る問題への対応など、時代の要請に応じた教育環境を整備・充実します。

■施策の方向

- 小中学校施設・設備の充実
- 児童生徒の学校保健、学校給食の充実
- 就学・就園支援

1-4 家庭・学校・地域が連携した青少年健全育成の推進

■施策の目標

家庭・学校・地域が連携しながら、地域ぐるみで次代を担う青少年の育成を図り、青少年が将来に夢と希望を持ち、主体性と創造性を持った人間として健やかに成長し活動していくことのできる地域社会の形成を目指します。

■施策の方向

- 青少年の健全育成を支える環境づくり
- 青少年の社会参加活動の推進
- 青少年問題への的確な対応

1-5 市民が主体となった学習活動の充実

■施策の目標

市全体が市民の学びを支えるキャンパスとなるよう、学習支援サービスを提供する機関・団体等と連携しながら、市民が生涯にわたって、自らの興味や関心に応じて主体的に学び、その成果が適切に評価され、活かされる地域社会の実現を目指します。

■施策の方向

- 生涯学習の推進体制の充実
- 学習機会の提供・充実
- 生涯学習拠点の充実

1-6 生涯にわたってスポーツを楽しめる環境の形成

■施策の目標

市民の健康を保持・増進するため、いつでも・どこでも・誰もが気軽に参加できる生涯スポーツの振興と市民に夢や感動を与える競技スポーツの振興を図り、生涯にわたってスポーツが楽しめる環境を形成します。

■施策の方向

- スポーツ活動の活性化
- 地域に根ざしたスポーツ振興の推進
- スポーツ施設の整備・充実

1-7 市民や地域が主体となって活動できる社会の形成

■施策の目標

地域のコミュニティ活動や、市民の興味・関心に応じたテーマ型の市民活動など、市民や地域が主体となった取り組みの活性化・多様化を図るとともに、それぞれの活動や地域の関係機関等が互いに連携・交流しながら、まちづくりの課題解決に取り組める協働社会の形成を図ります。

■施策の方向

- 地域コミュニティの活性化
- 地域活動拠点の整備・運営
- 市民主体のまちづくり活動の活性化



一人づくりー





2-1 子どもの健やかな成長と子育てへの支援の充実

■施策の目標

すべての市民が、子育ての支援者となって地域社会全体で子どもの成長を見守り、育む環境を整えることによって、誰もが家庭や地域で安心とゆとりを持って子育てができ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指します。

■施策の方向

- 子ども・家庭に関する相談・支援体制の充実
- 母子保健の推進
- 子育てに伴う経済的負担の軽減
- ひとり親家庭の支援

2-2 多様な保育サービスの充実

■施策の目標

子どもを持つ親が安心して働くことができ、子どもたちが基本的な生活習慣を身につけ、心豊かに育つことができる多様な保育サービスの充実を図るとともに、子どもたちが地域においても安全に健やかに過ごせ、豊かな人間性を育むことができる場を形成します。

■施策の方向

- 利用者ニーズに対応した保育環境の充実
- 保育サービスの充実
- 児童の活動拠点づくり

2-3 生涯を通じた健康づくりの推進

■施策の目標

地域の医療・保健・福祉など各分野が連携しながら、乳幼児期からの一貫した健康づくり支援によって、市民一人ひとりが、心と体の健康を大切にし、生涯にわたって健康な暮らしができるような社会を形成します。

■施策の方向

- 健康づくりの支援
- 介護予防サービスの充実
- 感染症等の予防

2-4 安心で利用しやすい地域医療体制の構築

■施策の目標

すべての市民が安心して医療を受けられるよう、身近な「かかりつけ医」を中心として、適切な医療サービスが提供されるとともに、休日・夜間などの救急時においても確に連携・対応でき、さらに安心して出産し、子育てができるよう地域医療体制を構築します。

■施策の方向

- 地域医療・保健の拠点の充実
- 産科医療・救急医療の充実
- 医療保険の健全な運営



2-5 高齢者が生きがいをもって暮らせる環境の整備

■施策の目標

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で生き生きと暮らし、地域を支える一員として生きがいを持って活躍することのできる地域社会づくりを進めます。

■施策の方向

- 生きがいづくりの支援
- 健康づくり・高齢介護予防サービスの充実
- 在宅福祉サービスの充実
- 介護保険制度の運営
- 国民年金事務の充実

2-6 障害者の自立と社会参加を促進する支援体制の充実

■施策の目標

すべての障害者が自らの住み慣れた地域において、安心して自立した生活を送れるよう、日常生活への支援体制を充実するとともに、雇用・就業機会拡大、社会参加の場の確保に努めます。

■施策の方向

- 障害者の地域生活支援体制の形成
- 自立支援のための福祉サービスの充実
- 障害者の雇用・就労機会の充実



2-7 地域でお互いが支えあう福祉コミュニティの形成

■施策の目標

市民一人ひとりが、家庭や地域においていつまでも健康で安心してより豊かに暮らせるよう、行政や関係機関等との連携を図りながら、地域住民がお互いに支えあい協力しあうことのできる豊かな福祉コミュニティの形成を目指します。

■施策の方向

- 地域福祉の推進体制の充実
- 地域福祉拠点の充実
- 生活困窮者への自立支援
- 被災者等への支援の充実

2-8 自然災害に強いまちづくりの推進

■施策の目標

住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、安全な生活を確保するために、自然災害による被害を最小限に抑えるよう、住民と行政が一体となって自然災害に強いまちづくりを推進します。

■施策の方向

- 地域における防災体制の充実
- 災害に強い基盤整備の推進
- 迅速な災害復旧の推進

2-9 迅速に対応できる消防・救急・救助体制の充実

■施策の目標

市民生活の安全・安心を確保するために、災害や救急時において迅速かつ的確に対応できる消防・救急・救助体制の充実を図ります。

■施策の方向

- 迅速に対応できる消防体制の強化
- 火災予防の推進
- 救急・救助体制の強化

2-10 安全な市民生活を守る地域社会の形成

■施策の目標

犯罪や交通事故、消費生活上のトラブルなど、市民が日常的に直面する生活上の様々なリスクに対し、市民が互いに協力しながら、未然に発生を防止できる地域社会を形成します。

■施策の方向

- 地域ぐるみの防犯対策の推進
- 交通安全の推進
- 安心できる消費者生活の実現
- 防衛施設周辺の整備と保護体制の構築





サイジョウコウホネ（絶滅危惧種）



- 市内の幹線道路網の充実
- 市道・生活道路の整備

3-7 すべての人にとって移動しやすい公共交通網の充実

■施策の目標

居住地の状況に応じた移動手段が確保され、市内の拠点間や市外への移動をスムーズに行うことができる、市民や来訪者にとって安全で利便性の高い公共交通ネットワークを形成します。

■施策の方向

- 生活交通の確保
- 鉄道輸送の強化
- 交通結節点の整備
- 公共交通のネットワーク化・高度化

3-8 水や大気等の環境汚染の防止

■施策の目標

水や大気などの環境汚染・環境破壊に対して市民、事業者、行政が協力してその防止に取り組み、安全で快適な生活環境の保全を目指します。

■施策の方向

- 継続的・計画的な環境保全対策の推進
- 環境保全意識の向上
- 污水处理対策の促進
- 水環境の保全・活用

3-9 豊かな自然環境の保全と創造

■施策の目標

地域の自然環境の持つ多様な機能を十分に認識し、豊かな自然環境の保全や失われた自然の回復を図るとともに、市民が親しみやすく、自然とふれあえる環境づくりを推進します。

■施策の方向

- 山林および田園環境の保全・活用
- 動植物の生息・生育環境の保全
- まちの美化活動の推進
- 不法投棄の防止

3-10 地球温暖化防止に向けた取り組みの推進

■施策の目標

地球環境を保全するという立場から、市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化防止対策に取り組み、将来の世代に引き継いでいける豊かな地球環境の保全と創造を推進します。

■施策の方向

- 実効性の高い地球温暖化対策の推進
- 環境問題に対する意識啓発

3-11 ごみ減量化・リサイクルの推進

■施策の目標

清潔で快適な生活環境を確保するため、一般廃棄物の適正な処理や、減量化・リサイクルなどを通して循環型社会の実現を目指します。

■施策の方向

- 廃棄物処理体制の充実
- ごみの減量化・リサイクルの推進

3-12 歴史・文化の継承と新たな市民文化の創造

■施策の目標

東広島市独自の特色ある文化財を公開活用しつつ次世代に継承するとともに、市民が芸術文化活動にふれあい、主体的に参加できる環境づくりを推進することを通して、個性的で文化の薫り高いまちを目指します。

■施策の方向

- 市民文化活動の活性化と創造
- 文化財の保護と活用

3-1 住みよい都市空間の形成

■施策の目標

都市の成長を持続させるとともに、豊かな自然環境や地域の個性、特性を活かした土地の有効活用を進めるため、地域全体の活力が育まれるよう効率的な土地利用や土地需要に対する適正な規制と誘導を図ります。

既に整備された都市基盤のストックを活かしながら、効果的・効率的な公共投資に努め、これからの美しい市街地の形成を進めます。

■施策の方向

- 土地利用計画の明確化及び規制、誘導
- 民間活力の誘導
- 良好な市街地の形成

3-2 緑あふれる都市環境の整備

■施策の目標

市民のレクリエーションや憩いの場を確保するとともに、自然環境を保全しながら地区の特性にあった緑地空間の充実を進め、緑あふれる都市環境づくりを推進します。

周辺環境に配慮した、安心して利用できる斎場・墓地の運営を行い、施設の利便性向上を図ります。

■施策の方向

- 安全で快適な公園、緑地空間の整備
- 斎場、墓地の利便性向上

3-3 市民ニーズに応じた多様な住宅ストックの形成

■施策の目標

良質な住宅や宅地を供給することにより、より多くの人々が、ニーズに合った安全・安心で質の高い住宅に住めるよう多様な住宅ストックの確保に努めます。

■施策の方向

- 良好な住宅・宅地の形成と定住の促進
- 市営住宅の整備

3-4 安全で良質な水の安定的な供給

■施策の目標

安全で良質な水を安定的に供給するため、真に給水が必要とする地域への普及に努めるとともに、健全な水道事業を運営するための経営基盤の強化を図ります。

■施策の方向

- 水道施設の整備・拡張
- 安定的な飲料水の確保
- 水に対する市民意識の高揚
- 水道事業の経営基盤の強化

3-5 快適な市民生活を支える污水处理の推進

■施策の目標

河川や海の水質を保全し、市民の生活環境を向上させるため、地域特性に応じた効率的な污水处理施設の整備を図り、全市的な污水处理の人口普及率を高めます。

■施策の方向

- 公共下水道の整備
- 浄化槽等の整備

3-6 利便性の高い道路網の形成

■施策の目標

市域を越えた広域的な道路ネットワークの構築を目指すとともに、市内各地域の交流を促進して市の一体的で総合的なまちづくりを推進するため、放射道路や地域拠点相互を連絡する環状道路などの道路ネットワークの構築を推進します。

日常生活の利便性を図るため生活道路網の充実を図ります。

■施策の方向

- 広域的な幹線道路の整備促進





4-1 農業経営の強化による活力ある農山村の形成

■施策の目標

多様な担い手の育成などを通じて、産業として自立できる農業構造への転換を推進するとともに、農地の持つ多面的機能の維持・発揮や農山村の快適な生活空間の創出により、活力ある農山村の形成を図ります。

■施策の方向

- 農業経営体制の強化
- 担い手の育成
- 農地の保全と生産基盤の整備
- 農山村における快適な生活空間の形成

4-2 豊かな森林の保全と活用の促進

■施策の目標

森林の持つ水源涵養や二酸化炭素の吸収などの多様な機能に着目し、林業者のみならず多様な人材の参加も得ながら、豊かな森林の保全と活用を推進します。

■施策の方向

- 林業生産基盤の整備
- 森林の保全と保全のための体制づくり

4-3 特色ある漁業・養殖業の推進

■施策の目標

漁業者及び養殖業者の経営の安定化を進めるとともに、自立できる漁業経営体の育成を図り、特色ある漁業・養殖業を推進します。

■施策の方向

- 経営体の育成・強化
- 販売・競争力の強化
- 水産資源・漁場環境の持続的活用

4-4 地域に根ざした地元企業の活性化

■施策の目標

意欲ある中小企業、起業家を支援し、地域に根ざした地元企業の活性化を推進します。

■施策の方向

- 地域資源を活かした新たな事業の創出促進
- 中小企業の経営基盤の強化
- 創業・ベンチャーの裾野の拡大
- 企業活動のグローバル化

4-5 地域経済の持続的発展のための産業集積の推進

■施策の目標

戦略的な企業立地の推進等によって、次世代を担う高付加価値型の産業集積を図るなど、あらゆる経済局面においても持続的な発展が可能な産業構造の構築を目指します。

■施策の方向

- 企業誘致の展開
- 産業集積を支える環境整備

4-6 利便性が高く魅力的な商業・サービス業の集積促進

■施策の目標

まちづくりと調和した魅力ある利便性の高い商業空間の形成を図るとともに、商店街の活性化や経営基盤の強化に努めます。

■施策の方向

- 魅力ある商業・サービス業の集積促進
- 経営基盤の強化
- 商工関係団体との連携の推進

4-7 働きやすい労働・雇用環境の充実

■施策の目標

若者・高齢者・女性・障害者など働くことを希望するすべての人が就業機

3-13 東広島らしい景観の形成

■施策の目標

市内各地の魅力ある景観資源を市民共有の財産として保全・活用しながら、市民一人ひとりが郷土に誇りや愛着を持つことのできる、東広島らしい景観の形成を図ります。

■施策の方向

- 地域の特色を活かした景観の保全と形成
- 市民意識の向上と活動支援





会を確保され、勤労者一人ひとりが個性を活かし能力を発揮することのできる、働きやすい環境づくりを進めます。

■施策の方向

- 多様な雇用・就業機会の創出
- 障害者の就業機会の拡大
- 職業能力開発機会の確保・創出
- 勤労者福祉の向上

4-8 産学官が連携した新産業の創出

■施策の目標

様々な産学官連携の取り組みが活発に行われ、競争力ある産業集積の形成に貢献し、東広島発の新産業が創出されることを目指します。

■施策の方向

- 新事業・新産業創出の環境づくり
- 人材交流の活発化
- 試験研究機関等の誘致・育成

4-9 大学や学生との交流・連携によるまちづくりの推進

■施策の目標

大学が有する人材、施設、専門知識等を活かしながら、あらゆる分野において大学や学生と地域の交流・連携が活発に行われる、大学と地域が融合したまちづくりを進めます。

■施策の方向

- 地域に開かれた大学づくりの促進
- 大学や学生と地域との交流・連携の促進

4-10 にぎわいある都市拠点・地域拠点の形成

■施策の目標

都市拠点においては、広域交通上の拠点性や大学・試験研究機関といった知的資源の集積などを活かして都市機能の一層の集積と高度化を進めるとともに、中心市街地の充実を図るなど市の顔となる都市拠点の整備を進め、その効果を市全体に波及させ、利便性の向上など市民生活の質的向上を目指します。

各地域拠点においては、日常生活の利便性を維持、向上させるための機能の強化を図り、それぞれのゾーンの特性を活かした拠点づくりを推進します。

■施策の方向

- 都市拠点の機能強化
- 地域拠点の機能強化

4-11 国際交流の推進と多文化共生のまちづくりの推進

■施策の目標

国際交流活動や外国人市民との活動を通じて、国籍や民族などの異なる人々が言語や文化、生活習慣の違いを認め尊重し合いながら同じ地域社会の一員として、心豊かに安心して暮らせる多文化共生のまちづくりを進めます。

■施策の方向

- 外国人市民の生活環境の充実
- 国際感覚豊かな人材の育成
- 国際交流活動の促進

4-12 地域資源を活かした交流・集客の推進

■施策の目標

東広島市が有する地域資源や特性を活かし、来訪者のニーズに応えられるまちづくりを進めることにより集客力を高め、地域内外との交流を活性化します。

■施策の方向

- 地域資源を活かした魅力的な観光地づくり
- 観光客の受け入れ体制の充実
- 地域情報発信の強化
- 地域間交流の促進
- コンベンション活動の支援

5-1 情報通信技術を活用した地域の活性化

■施策の目標

市民、企業、行政など地域の誰もがいつでも、どこでも、必要な情報をリアルタイムで自由に受発信でき、地域の活性化と便利な暮らしを実現させる情報ネットワーク社会を目指します。

■施策の方向

- 情報通信基盤の充実
- 市民生活に密着した情報化の推進
- 産業分野での情報化の推進

5-2 多様な市民参画の仕組みづくり

■施策の目標

市民と行政との協働によるまちづくりを目指して、幅広い市民参加の機会づくりとともに市民の創意と活力を活かしたまちづくりを進めます。このため、まちづくりに関わる様々な情報を共有しながら、多様な市民参画の手法を取り入れるなど、より充実した協働のまちづくりのしくみを構築します。

■施策の方向

- 行政情報の積極的な提供
- 多様な市民参画手法の確立
- 市民協働の推進

5-3 市民ニーズに対応したサービスの提供

■施策の目標

市民の多様なニーズに対応して、市内のどこからでも、誰でも行政サービスの利用が効率的かつ容易にできるような環境づくりを進め、市民の満足度を高めます。

■施策の方向

- 市民本位のサービス提供体制の構築
- 高度情報化技術を活用したサービス提供の充実

5-4 効率的な行政経営の推進

■施策の目標

時代の潮流や地域・市民ニーズを的確に把握し、真に必要な分野や施策に、限られた資源を効果的に配分するため、事務事業の徹底的な見直しや経常経費の削減などの行財政改革を推進します。

「限られた経営資源で、最も効果があがる行政経営を行っていく」という行政運営を基本とし、健全な財政運営のもと、市民が真に求める最適な施策が、効率的に展開されるまちづくりを目指します。

■施策の方向

- 行政経営システムの構築
- 計画的な財政運営
- 組織・人事改革の推進
- 公共施設の有効活用
- 民間活力の導入
- 広域行政の推進



新たな発想を活かした
自立と協働のまち
ー自立のまちづくりー

